

生駒市規則第 4 号

生駒市福祉センター条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 24 日

生駒市長 山下 真

生駒市福祉センター条例施行規則等の一部を改正する規則

(生駒市福祉センター条例施行規則の一部改正)

第 1 条 生駒市福祉センター条例施行規則（平成 2 年 6 月生駒市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条ただし書中「市長が必要と認めるときは」を「条例第 2 条の 2 に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて」に改める。

第 3 条ただし書中「市長が必要と認めるときは」を「指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて」に改める。

第 4 条から第 7 条までの規定中「市長」を「指定管理者」に改める。

第 9 条を削り、第 10 条を第 9 条とする。

様式第 1 号中「生駒市長」を「指定管理者」に改める。

様式第 2 号中「生駒市長 ㊦」を「指定管理者 ㊦」に改める。

様式第 3 号中「生駒市長」を「指定管理者」に改める。

(生駒市立老人憩の家条例施行規則の一部改正)

第 2 条 生駒市立老人憩の家条例施行規則（昭和 58 年 7 月生駒市規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を削り、第 7 条を第 6 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(指定管理者に関する読替え)

第7条 条例第10条の規定により老人憩の家の管理を同条に規定する指定管理者に行わせる場合における第2条から第5条まで並びに様式第1号及び様式第2号の規定の適用については、第2条及び第3条中「市長が必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて」と、第4条及び第5条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、様式第1号中「生駒市長」とあるのは「指定管理者」と、様式第2号中「生駒市長 〇」とあるのは「指定管理者 ㊦」とする。

(RAKU-RAKUはうす条例施行規則の一部改正)

第3条 RAKU-RAKUはうす条例施行規則(平成13年4月生駒市規則第13号)の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「市長が必要があると認めるときは」を「条例第3条の2に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて」に改める。

第3条ただし書中「市長が必要があると認めるときは」を「指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて」に改める。

第4条及び第5条中「市長」を「指定管理者」に改める。

様式第1号中「生駒市長」を「指定管理者」に改める。

様式第2号中「生駒市長 〇」を「指定管理者 ㊦」に改める。

(金鷄の杜倭苑条例施行規則の一部改正)

第4条 金鷄の杜倭苑条例施行規則(平成15年5月生駒市規則第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「市長が必要があると認めるときは」を「条例第4条の2に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)は、必要があると認めると

きは、あらかじめ市長の承認を受けて」に改める。

第3条ただし書中「市長が必要があると認めるときは」を「指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて」に改める。

第4条及び第5条中「市長」を「指定管理者」に改める。

様式第1号及び様式第2号中「生駒市長」を「指定管理者」に改める。

様式第3号中「生駒市長 ㊦」を「指定管理者 ㊦」に改める。

様式第4号中「生駒市長」を「指定管理者」に改める。

(生駒市立親和公園会館条例施行規則の一部改正)

第5条 生駒市立親和公園会館条例施行規則（昭和57年7月生駒市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「市長が必要と認めるときは」を「条例第2条の2に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて」に改める。

第3条ただし書中「市長が必要と認めるときは」を「指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて」に改める。

第4条及び第5条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

第8条を削り、第9条を第7条とする。

様式第1号中「生駒市長」を「指定管理者」に改める。

様式第2号中「生駒市長 ㊦」を「指定管理者 ㊦」に改める。

(生駒市自転車駐車場条例施行規則の一部改正)

第6条 生駒市自転車駐車場条例施行規則（平成5年3月生駒市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「市長は、必要があると認めるときは」を「条例第3条の2に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて」に改める。

第3条ただし書中「市長は、必要があると認めるときは」を「指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて」に改める。

第4条第2項中「駐車場の職員（以下「係員」という。）」を「係員」に改める。

第6条第1項及び第2項並びに第7条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第8条第1項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「指定管理者」に、「1に」を「いずれかに」に改める。

第9条第2項中「市長」を「指定管理者」に改める。

様式第1号中「市は」を「市及び指定管理者は、」に改める。

様式第3号中「生駒市長」を「指定管理者」に改める。

様式第4号中「自転車
原付・二輪車 定期駐車券」を「
自転車等 定期駐車券」

に、「生駒市長 ④」を「指定管理者 ⑤」に、「市は」を「市及び指定管理者は、」に改める。

様式第6号から様式第8号までの規定中「生駒市長」を「指定管理者」に改める。

（生駒市都市公園条例施行規則の一部改正）

第7条 生駒市都市公園条例施行規則（昭和45年3月生駒市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第7条ただし書中「市長が必要があると認めるときは」を「条例第7条の2に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認める

ときは、あらかじめ市長の承認を受けて」に改める。

第8条ただし書中「市長が必要があると認めるときは」を「指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて」に改める。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

(生駒山麓公園ふれあいセンター条例施行規則の一部改正)

第8条 生駒山麓公園ふれあいセンター条例施行規則（平成3年11月生駒市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「市長が必要であると認めるときは」を「条例第2条の2に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて」に改める。

第3条ただし書中「市長が必要があると認めるときは」を「指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて」に改める。

第4条第1項から第4項まで、第5条第1項及び第3項、第6条、第9条第2号並びに第11条第1項中「市長」を「指定管理者」に改める。

第12条第2号中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第3号及び第4号中「担当職員」を「係員」に改める。

様式第1号中「生駒市長」を「指定管理者」に、「年 月 日（ ） 時分から 月 日（ ） 時 分まで」を「年 月 日（ ） 時 分～ 月 日（ ） 時 分」に、「入場料を」を「入場料等を」に、「下さい」を「ください」に改める。

様式第2号中「生駒市長」を「指定管理者」に改める。

様式第3号中「生駒市長 〇〇」を「指定管理者 〇〇」に、「年 月 日（ ） 時 分から 月 日（ ） 時 分まで」を「年 月 日（ ） 時 分～ 月 日（ ） 時 分」に改める。

様式第4号中「生駒市長」を「指定管理者」に、「年 月 日（ ） 時
分から 月 日（ ） 時 分まで」を「年 月 日（ ） 時 分～ 月
日（ ） 時 分」に改める。

様式第5号中「年 月 日（ ） 時 分から 月 日（ ） 時 分まで
」を「年 月 日（ ） 時 分～ 月 日（ ） 時 分」に改める。

(公益法人等への生駒市職員の派遣等に関する規則の一部改正)

第9条 公益法人等への生駒市職員の派遣等に関する規則（平成14年3月生駒
市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中「社団法人生駒市シルバー人材センター」の次に「、財団法人生駒
市ふれあい振興財団、財団法人生駒メディカルセンター及び社会福祉法人生駒
市社会福祉協議会」を加える。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。